

(14) 保安全管理スペース

保安全管理施設の用途として林床管理があげられ、下草刈や落葉かきなどで葉や枝を集積する場所として利用することが考えられる。計画地にある竹などを利用した落ち葉置き場が考えられる。また、この施設は、昆虫類の生息環境になるため観察などの学習的活動にも活用できる。

なお、保安全管理スペースはサクラの樹林広場等の一角に併設する等して確保することも考えられる。

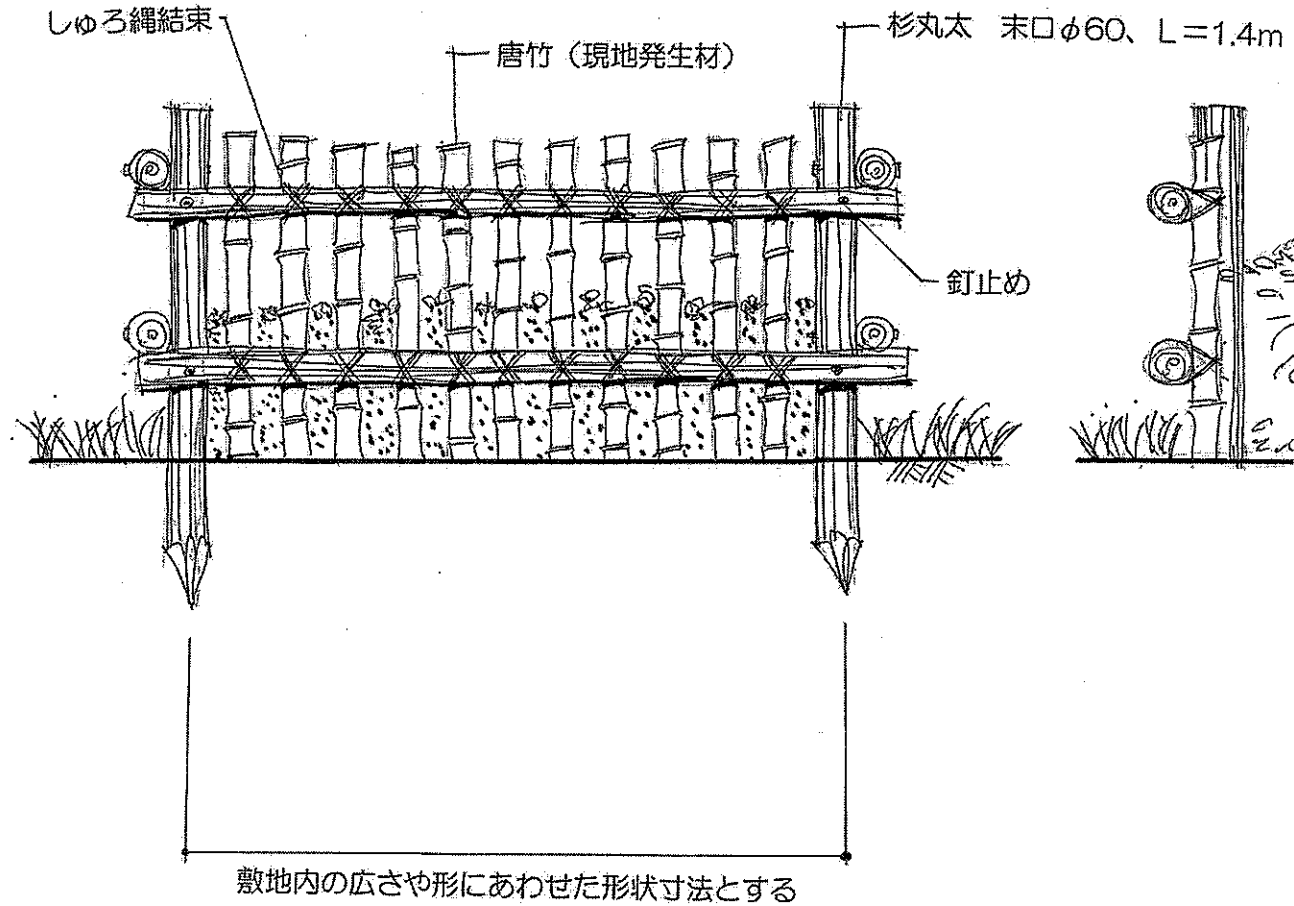


図. VI-4-44 保安全管理スペース標準図

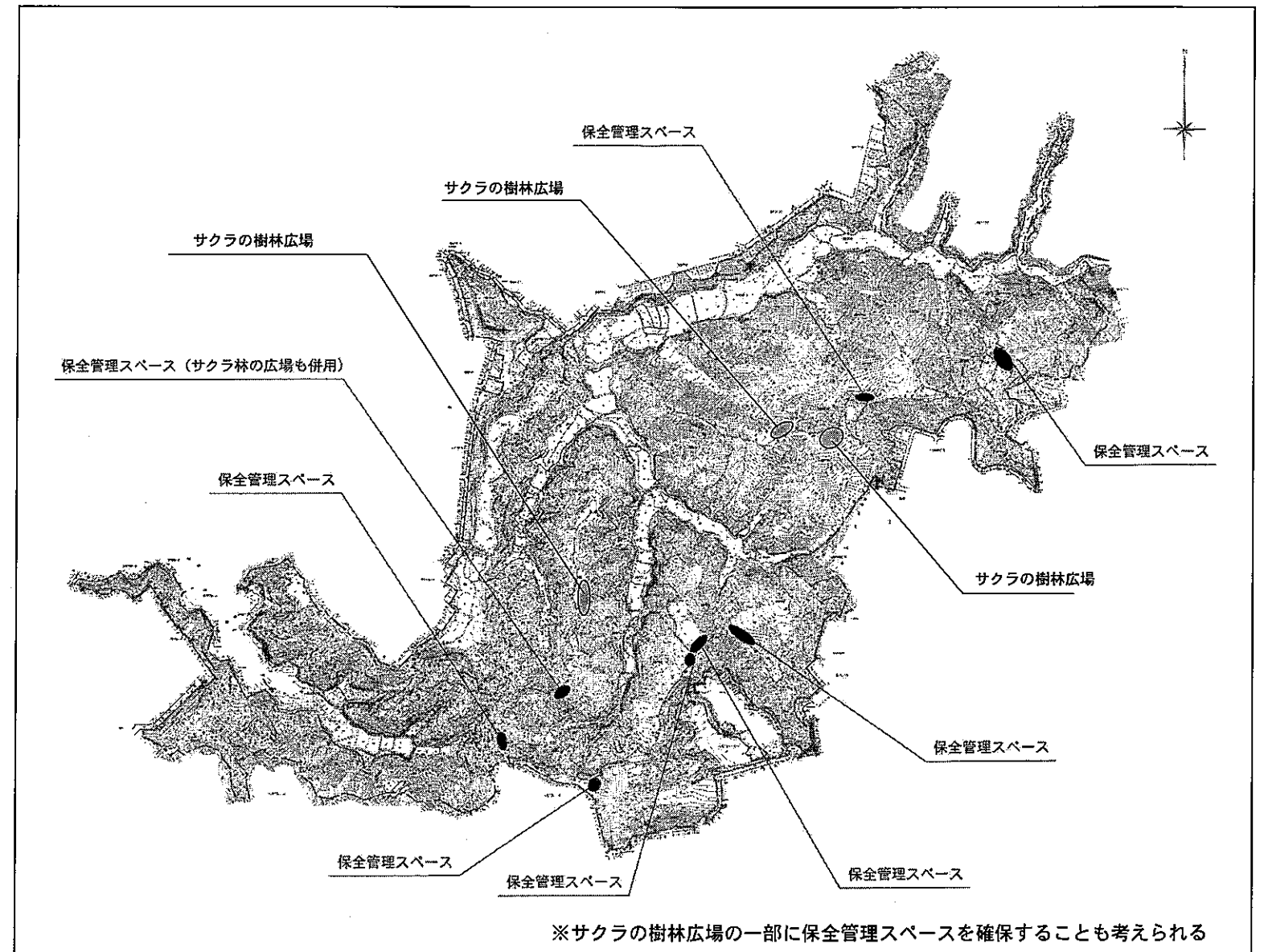


図. VI-4-45 保安全管理スペースの位置図

(15) 駐車場・駐輪場

① 駐車場

基本計画において、駐車場の方針は、以下のように設定した。

- ・ 徒歩及び自転車による利用を原則とし、一般利用者用の駐車場は確保しない。ただし、管理用及び身障者用として適宜サービスヤード等を活用したスペースを確保する。

このことから、駐車場は、管理用駐車場と身障者用駐車場が併用となったものを設置する。駐車台数については、管理用車両は、常駐して駐車していないため、最小必要限の台数である1台とする。規模については、「神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック(平成14年3月、神奈川県福祉部地域福祉推進課)」に基づき、身障者用駐車場に必要となる600cm以上×350cm以上とする。

ただし、今後の管理形態や利用状況等に応じて、駐車スペースの増加が必要な場合は、適宜今後立ち上げ予定の『市民主体の自立した運営組織』と協議しながら検討する。

駐車場の位置は、身障者が自由に利用できる動線、施設等が集約して設置されている「広町の森入口ゾーン」とする。そして、身障者用の駐車スペースは、身障者が利用できる園路に近接して設置し、施設を用意に利用できる位置に配置する必要があるため、管理棟に隣接して配置する。

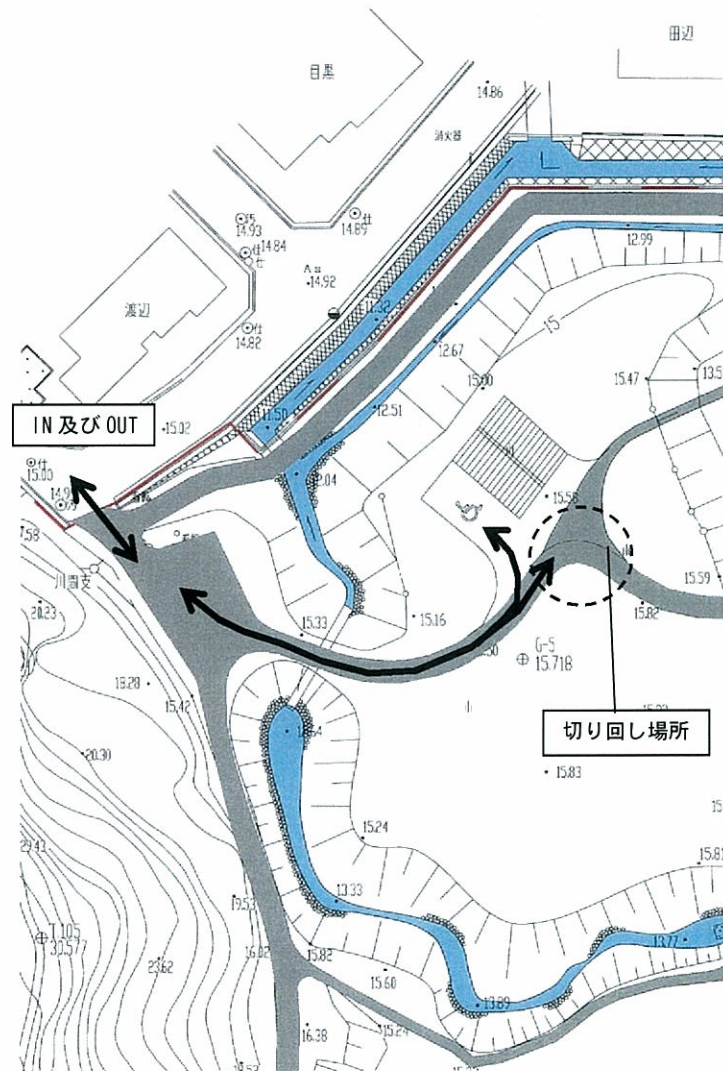


図 IV-4-46 駐車場までの動線

身障者用の駐車スペースには、サイン表示が必要である。計画地の舗装は、土舗装であるため、身障者用の駐車場のサインは、前述した「誘導サイン(方向指示柱)」等で利用者が明確にわかるように工夫する。

また、計画地内は、自然環境に配慮して、舗装を行う箇所を極力少なくするため、駐車場への出入口は1箇所とする。そのため、車両の入出庫は、前述した「車回し」と同様とし、「切り回し」によって方向を転換する。

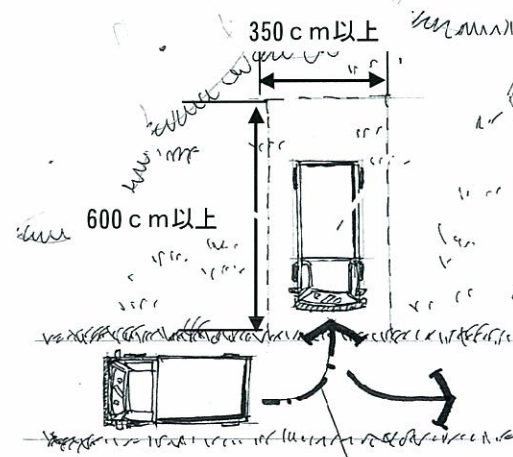


図 IV-4-47 駐車スペース

② 駐輪場

計画地への主なアクセスは、公共交通機関または自転車等である。そのため、計画地では、駐輪場のスペースを設ける必要がある。駐輪場の規模は、基本計画に基づき、36.4㎡(32台分)を確保する。

また、駐輪場の配置は林間駐輪場とし、既存の樹木を活用しながら、樹木と樹木の間適切に配置し、計画地の谷戸や里山の景観を保全する。

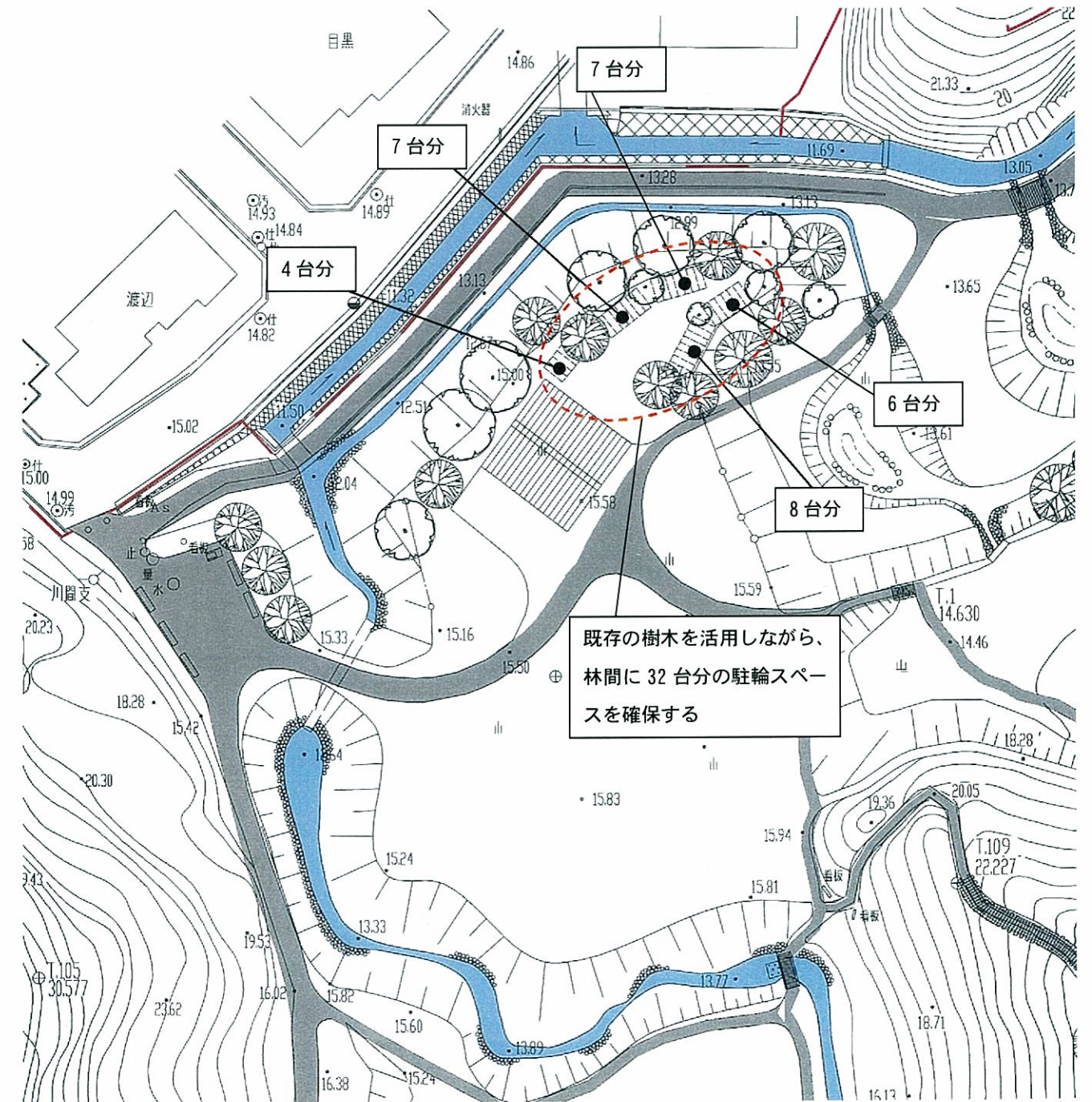


図 IV-4-48 駐輪場スペース

(16) 畑地

畑地は、保全管理スペースの場所と同じ場所とする。保全管理スペースは、計画地の樹林地の保全管理を行う上で、発生材や落ち葉の置き場、堆肥を作る場所、作業用の道具等を一時的に保管する場所等としての役割を担っている。そして、樹林地の保全管理を行う場所が変わることに伴い、保全管理スペースの場所も変わっていく。

そこで、畑地は、保全管理スペースとして活用していない場所を利用して、耕作等を行う。耕作する植物については、今後立ち上げ予定の、『市民主体の自立した運営組織』と協議しながら決めていくことが望ましい。

なお、耕作物の事例としては、多様な自然環境を保全していく計画地の性格を考慮すると、一般的な植物（キャベツ・ジャガイモ等）は適切でないと思われる。計画地には、既に都心部では見られなくなった、貴重な植物が多数ある。そのため、畑地では、計画地に生育している貴重な植物等のストック場所として活用していくことが適切であると思われる。また、樹木の保全管理の中の一つである、萌芽更新に伴う苗木植栽に用いる、苗木を生育させる場所として活用することも考えられる。

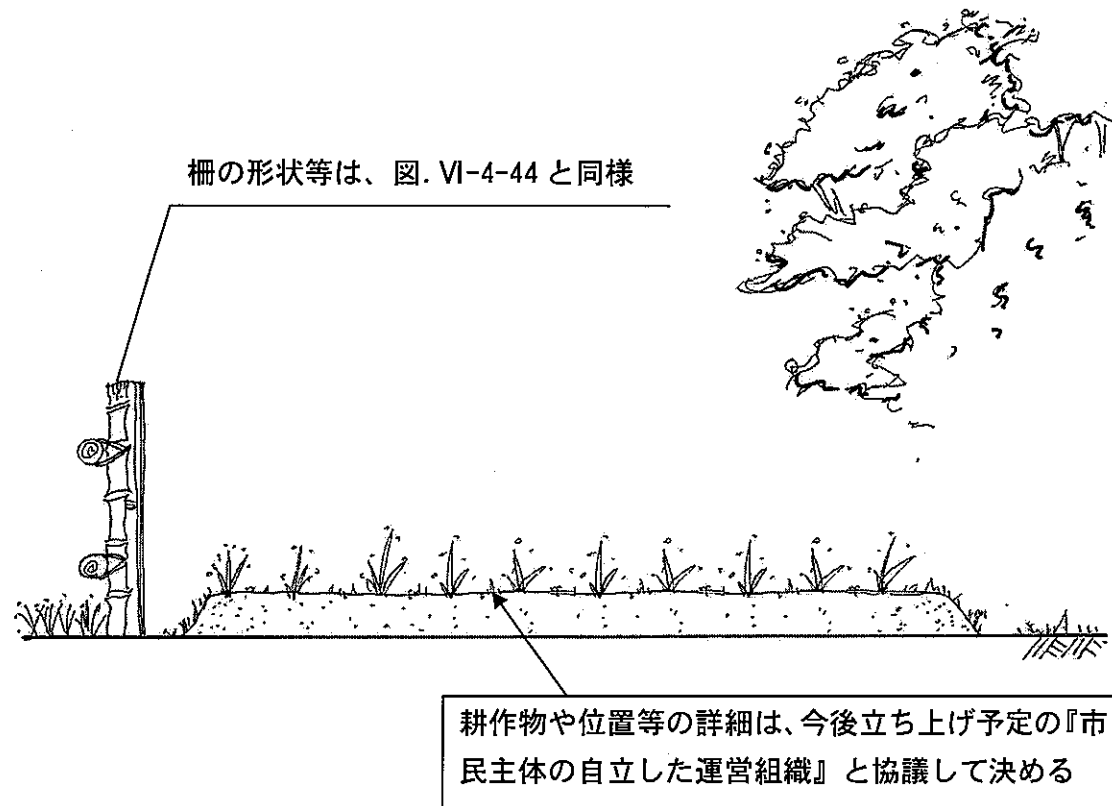


図. VI-4-49 畑地のイメージ図

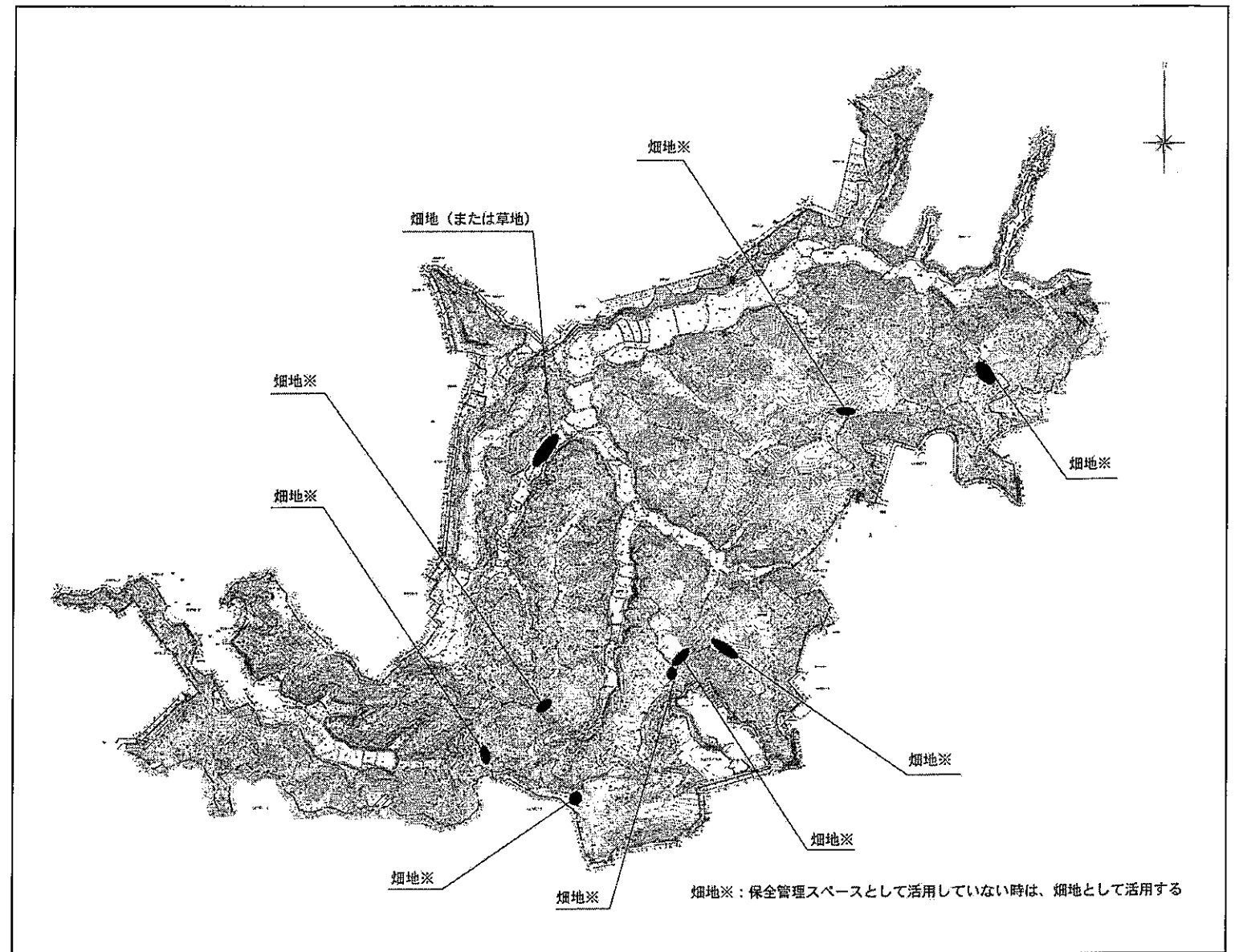


図. VI-4-50 畑地の位置図